

連携施設（医師）登録規程

第1条（目的）

病病、病診連携推進のため、これに賛同する施設（の所属医師）を対象に「連携施設（連携医）」の登録制度を設立する。

第2条（登録方法）

連携施設（連携医）の登録は、別紙に定める用紙に、必要事項を記入し、医療連携課に提出する。

第3条（審査）

連携希望施設（連携医）の希望があった場合には「連携施設証（連携医）」を発行する。

第4条（連携；紹介・逆紹介制度）

1. 連携施設からの紹介は、医療連携課を通じ、各科にて（病状に応じ）迅速に診療し、経過報告を行う。
2. 症状の安定・軽快等が得られた紹介患者は、患者の希望により、紹介元の医療機関で継続診療を依頼する。
3. 紹介元のない患者では、その病状に応じて最寄りの医療機関等に紹介する。

第5条（登録期間）

連携施設（連携医）の登録期間は、1年間とする。（特に問題がなければ自動継続とする。）

第6条（連携医へのメリット）

1. 連携医は、連携施設に所属する医師をいう。
2. 連携医は、研修会、症例検討会、見学等に参加できる。
3. 連携医は、当院来院の際、医療連携課に届け出ることにより、図書室の利用ができる。
4. 連携医は、当院受持医に連絡の下、自らの紹介患者の病室訪問ができる。

平成23年4月1日承認
以上